



八 環 保 第 589 号  
令 和 3 年 11 月 11 日

八尾市環境審議会  
会長 曾和 俊文 様

八尾市長 山本 桂右



八尾市環境総合計画及び八尾市地球温暖化対策実行計画の  
見直しについて（諮問）

標記の件について、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第  
16号）第23条第1項及び八尾市環境審議会規則（昭和52年八尾市規則第35号）  
第2条第3号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いいたします。

## 諮 問 趣 旨

本市では、豊かな環境の保全及び創造に関する理念を示した八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年条例第16号）を制定し、平成10年7月に同条例第7条に基づき、「八尾市環境総合計画」を策定しました。また、令和3年3月に改定をいたしました現計画においては、望ましい環境像として、「自然と共生した快適な環境をみんなでつくり未来へつなぐまち、やお」を掲げ、その実現に向けて6つの基本方針と15の施策をもとに取組を進めているところであります。

また、「八尾市環境総合計画」の部門別計画として、市域全体から排出される温室効果ガスの削減を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、平成22年3月に「八尾市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。令和3年3月に改定をいたしました現計画においては、令和32年度（2050年度）までに市域の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす目標を掲げています。

令和3年4月の気候サミットにおいて、我が国が、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量について平成25年度（2013年度）比46%削減をめざし、さらに50%削減の高みに向け、挑戦することを表明しました。また、令和3年10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、令和12年度（2030年度）中期目標の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比26%削減から46%削減へと見直しが行われたことから、本市としましても社会情勢の変化や国・大阪府の動向を踏まえ、「八尾市環境総合計画」・「八尾市地球温暖化対策実行計画」の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。